

西宮市住宅耐震改修促進事業実施要領
(建替工事費補助)

平成 28 年 4 月 1 日
改正 令和 4 年 4 月 2 2 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、西宮市住宅耐震改修促進事業（以下「本事業」という。）の建替工事費補助の実施に当たり、「西宮市住宅耐震改修促進事業実施要綱」（以下「要綱」という。）の適正な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 要綱及び要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 戸建住宅

一つの建物が一つの住宅となっているものをいい、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう次の設備要件を満たしている建物又は建物の一部のことをいう。

ア 一つ以上の居室

イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下この項において同じ。）の炊事用流し（台所）

ウ 専用のトイレ

エ 専用の出入口

(2) 申請者

本事業を実施するため、要綱第 4 条に基づき補助金の交付を申請する者をいう。

(3) 耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2012 年改訂版、2004 年改訂版）による一般診断法又は精密診断法

イ 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）」別添による耐震診断（木造に関する部分を除く。）

ウ 「建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）」第 3 章第 8 節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断

エ 上記アからウに掲げる方法と同等と認められる耐震診断

(4) 耐震基準

住宅の耐震性について、別表第一に定める基準をいう。

(5) 安全性が低いと診断されたもの

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 第 2 条第 3 号アによる耐震診断の結果、別表第一に定める耐震基準に満たないが、別表第二に定める耐震基準を満たすもの

イ 第 2 条第 3 号イ、ウ及びエによる耐震診断の結果、別表第一に定める耐震基準に満たないもの

ウ 平成 12 年度から 14 年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」及び平成 17 年度から実施する「簡易耐震診断推進事業」に基づく耐震診断の結果、総合評点が

0.7 以上 1.0 未満又は耐震指標値 (Is 値) が 0.8 未満と診断されたもの。また鉄骨構造において「安全と思われます」と診断された以外のもの

(6) 安全性がかなり低いと診断されたもの

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 第 2 条第 3 号アによる耐震診断の結果、別表第二に定める耐震基準を満たさないもの

イ 平成 12 年度から 14 年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」及び平成 17 年度から実施する「簡易耐震診断推進事業」に基づく耐震診断の結果、総合評点が 0.7 未満と診断されたもの

(7) 建替工事

安全性が低い住宅を除却し、現行の建築基準法及び省エネ基準を満たす住宅を新たに建築すること。

(8) 事業の着手年月日

申請者が建替工事に係る契約を締結した日とする。

(9) 事業の完了年月日

申請者が建替工事に係る費用を支払った日をいう。

(10) 省エネ基準

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能基準。

(対象となる住宅の要件)

第 3 条 本事業の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当しない戸建住宅とする。

(1) 現況において、特定行政庁から「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）」第 9 条に規定する措置が命じられている住宅

(2) 「建築基準法の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 100 号)」の改正前の建築基準法第 38 条の規定に基づく認定工法により建築された住宅

(3) 県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く）の補助金を受けた住宅

(4) 市補助事業「西宮市住宅耐震改修促進事業」（「耐震改修計画策定費補助」を除く）の補助金を受けた住宅

(補助事業の対象となる者)

第 4 条 補助事業の対象となる者は、要綱に定めるもののほか、次のいずれかの要件を満たす者とする。

(1) 本事業の交付申請の時点で事業を実施する者が兵庫県外に居住している場合にあつては、完了実績報告の時点において、新たに建築する住宅に居住することが確実であると判断することのできる当該県外居住者

(2) 交付申請後に申請者が死亡した場合にあつては、事業を引き継いだ申請者の被相続人の代表者であつて、新たに建築しようとする住宅に居住する者

(補助事業の対象となる経費)

第 5 条 建替工事費補助の対象となる経費は、除却する住宅の除却費及び新たに建築する住宅の建築工事費の一部又は全部とし、対象となる経費が除却費のみ又は建築工事費のみの場合

は補助の対象としない。

第6条 この要領に定めるもののほか、本事業の運用に必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和4年4月22日から施行する。

別表第一（第2条（4）（5）関係）

耐震診断区分		耐震基準
(一)	第2条第3号アによるもの	1 一般診断法で、上部構造評点が1.0以上であること 2 精密診断法で、評点が1.0以上であること（時刻歴応答計算による場合は、これと同等の耐震性を有すると認められること）
(二)	第2条第3号イによるもの	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の1次診断 構造耐震指標（Is）が0.8以上であること
	上記以外	構造耐震指標（Is）が0.6以上であること
(三)	第2条第3号ウによるもの	構造計算により安全性が確かめられること
(四)	第2条第3号エによるもの	上記（一）から（三）の耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること

別表第二（第2条（5）（6）関係）

耐震診断区分	耐震基準
第2条第3号アによるもの	1 一般診断法で、上部構造評点が0.7以上であること 2 精密診断法で、評点が0.7以上であること